

東京都内の事業者のみなさんへ



東京都の条例<sup>※1</sup>では、**自転車**利用中の事故により、**他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等<sup>※2</sup>**への加入が義務となっています！！

※1東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例  
※2自転車利用中の対人賠償事故に備える保険・共済  
以下「自転車損害賠償保険等」と表記



安全安心を推進する  
マスコットキャラクター  
みまもりいぬ

自転車利用者（未成年の場合は保護者）は、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等に加入しなければなりません。

自転車を業務で  
使用する事業者

業務中の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

※業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。  
事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要があります。

自転車  
貸付業者

●借受人の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

●自転車貸出時などに、借受人に対して、貸付自転車が加入している保険等の内容に関して情報提供しましょう。

お願い

自転車小売業者・自転車を利用して通勤する従業者がいる事業者

- 自転車購入者や自転車通勤者が、自転車損害賠償保険等に加入しているか確認しましょう。
- 未加入の場合は、自転車損害賠償保険等への加入について情報提供しましょう。

自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都都民安全推進部のHPをご確認ください。

都民安全 保険

検索

